令和６年度介護報酬改定における加算等の新設・変更について一覧

(令和６年６月施行分)

※本資料の報酬告示等は、厚生労働省　「令和６年度介護報酬改定について」に掲載されています。

[令和６年度介護報酬改定について｜厚生労働省 (mhlw.go.jp)](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

※通所リハビリテーションにおける処遇改善加算は、別に届出を受け付けているため本資料から除いていま

す。

**１：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準**

①報酬告示該当ページ：（[001227814.pdf (mhlw.go.jp)](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227814.pdf)

370ページから始まる、第11条「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

②厚生労働大臣が定める基準該当ページ：（[001227814.pdf (mhlw.go.jp)](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227814.pdf)

724ページから始まる、第54条「厚生労働大臣が定める基準」

　③厚生労働大臣が定める施設基準：[001227814.pdf (mhlw.go.jp)](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227814.pdf)

　　848ページから始まる、第56条「厚生労働大臣が定める施設基準」

※表中、これまでの加算等内容の要件が変更されたものについて、黄色網掛けにしています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス | 新設・区分の変更のある加算等 | 報酬告示 | | 厚生労働大臣が定める基準ページ |
| ページ | 項番 |
| 訪問看護 | 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 84 | 注３ | 736 |
| 業務継続計画未策定減算（経過措置あり） | 84 | 注４ | 737 |
| 緊急時訪問看護加算（加算Ⅰ・加算Ⅱ）  ※一つの区分→二つの区分へ | 85 | 注12 | 737 |
| 専門管理加算 | 85 | 注14 | 737 |
| ターミナルケア加算  ※単位数の変更のみ | 86 | 注15 | － |
| 遠隔死亡診断補助加算 | 86 | 注16 | 738 |
| 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問における、厚生労働大臣が定める施設基準（上記③P849）に該当する場合の減算 | 87 | 注20 | － |
| 初回加算  ※一の区分→二の区分へ | 87 | 二 | － |
| 口腔連携強化加算 | 88 | チ | 738 |
| 訪問リハビリテーション | 指定訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わない場合の減算  ※減算適用なしの場合等の規定 | 89 | 注１ | 742 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 89 | 注２ | 739 |
| 業務継続計画未策定減算（経過措置あり） | 89 | 注３ | 739 |
| リハビリテーションマネジメント加算  ※加算A（イ）（ロ）、B（イ）（ロ）  →加算（イ）（ロ） | 89 | 注９ | 739 |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 | 90 | 注10 | － |
| 口腔連携強化加算 | 90 | 注11 | 741 |
| 退院時共同指導加算 | 90 | ロ | － |
| 居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合） | 薬局の薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導  ※要件の変更 | 92 | 注２ | － |
| 医療用麻薬持続注射療法加算 | 92 | 注７ | － |
| 在宅中心静脈栄養法加算 | 93 | 注８ | － |
| 居宅療養管理指導（管理栄養士が行う場合） | 医師の特別指示があった場合の栄養管理 | 93 | 注１ | － |
| 居宅療養管理指導（歯科衛生士等が行う場合） | がん末期利用者への１月あたり限度回数の変更 | 95 | 注１ | － |
| 通所リハビリテーション | 規模区分の変更  ３区分→２区分 | 99 | ロ | － |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 102 | 注２ | 743 |
| 業務継続計画未策定減算 | 102 | 注３ | 743 |
| 入浴介助加算Ⅱ | － | － | 743 |
| リハビリテーションマネジメント加算  ※加算A（イ）（ロ）、B（イ）（ロ）  →加算（イ）（ロ）（ハ） | 103 | 注10 | 744 |
| 栄養アセスメント加算  ※当該加算を算定しない場合に、リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を追加 | 106 | 注15 | － |
| 口腔・栄養スクリーニング加算 | － | － | 747 |
| 口腔機能向上加算  ※加算Ⅱ→加算Ⅱイ、ロに区分変更  ※当該加算Ⅰ及びⅡロを算定しない場合として、リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を追加 | 106 | 注18 | 748 |
| 退院時共同指導加算 | 107 | ハ | － |

**２：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準**

①予防報酬告示該当ページ：（[001227814.pdf (mhlw.go.jp)](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227814.pdf)　）

370ページから始まる第11条「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

②厚生労働大臣が定める基準該当ページ：（[001227814.pdf (mhlw.go.jp)](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227814.pdf)）

724ページから始まる第54条「厚生労働大臣が定める基準」におけるページ

　③厚生労働大臣が定める施設基準：[001227814.pdf (mhlw.go.jp)](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227814.pdf)

　　848ページから始まる、第56条「厚生労働大臣が定める施設基準」

※表中、これまでの加算等内容の要件が変更されたものについて、黄色網掛けにしています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス | 新設・区分の変更がある加算等 | 予防報酬告示 | | 厚生労働大臣が定める基準ページ |
| ページ | 項番 |
| 介護予防訪問看護 | 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 374 | 注２ | 785 |
| 業務継続計画未策定減算（経過措置あり） | 374 | 注３ | 785 |
| 緊急時介護予防訪問看護加算（加算Ⅰ・加算Ⅱ）  ※一つの区分→二つの区分へ | 374 | 注11 | － |
| 専門管理加算 | 375 | 注13 | 785 |
| 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問における、厚生労働大臣が定める施設基準（上記③P851）に該当する場合の減算 | 376 | 注16 | － |
| 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による指定介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から12月を超えて理学療法士、作業療養士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行った場合の減算 | 376 | 注17 | － |
| 初回加算  ※一の区分→二の区分へ | 376 | ハ | － |
| 口腔連携強化加算 | 377 | ヘ | 786 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わない場合の減算  ※減算適用なしの場合等の規定 | 377 | 注１ | 787 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 378 | 注２ | 786 |
| 業務継続計画未策定減算（経過措置あり） | 378 | 注３ | 786 |
| 口腔連携強化加算 | 378 | 注９ | 786 |
| 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から12月を超えた場合の減算 | 378 | 注13 | － |
| 退院時共同指導加算 | 379 | ロ | － |
| 介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合） | 薬局の薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導  ※要件の変更 | 381 | 注２ | － |
| 医療用麻薬持続注射療法加算 | 381 | 注７ | － |
| 在宅中心静脈栄養法加算 | 381 | 注８ | － |
| 介護予防居宅療養管理指導（管理栄養士が行う場合） | 医師の特別指示があった場合の栄養管理 | 383 | 注１ | － |
| 介護予防居宅療養管理指導（歯科衛生士等が行う場合） | がん末期利用者への１月あたり限度回数の変更 | 383 | 注１ | － |
| 介護予防通所リハビリテーション | 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 384 | 注２ | 787 |
| 業務継続計画未策定減算 | 384 | 注３ | 788 |
| 指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から12月を超えた場合の減算 | 384 | 注10 | － |
| 口腔・栄養スクリーニング加算 | － | － | 789 |
| 退院時共同指導加算 | 384 | ロ | － |
| 一体的サービス提供加算  ※加算名称及び算定要件の変更 | 386 | ト | 790 |